

令和元年度 那珂市市民活動支援事業募集要項

1 趣旨

市と市民による協働のまちづくりを推進するため、市民活動団体の設立及び自立促進を支援し、並びに市民自治組織及び市民活動団体（以下「団体等」という。）から、市と市民による協働の先進事例となる事業提案を募集します。

2 用語の定義

この要項において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号のとおりです。

(1) 市民活動とは、市民の自発的な意思に基づき、自らの生活向上及び地域活性化を目的とした継続性のある見込める活動をいい、次のいずれにも該当しなければなりません。

ア 市民の自主性、自発性に基づく活動であること。

イ 営利を目的としない活動であること。

ウ 公益性のある活動であること。

エ 市民に対して内容が開かれた活動であること。

オ 宗教活動又は政治活動を目的とする活動でないこと。

(2) 市民自治組織とは、那珂市協働のまちづくり指針（平成21年12月策定）第8章に基づく、「自治会」及び「地区まちづくり委員会」をいいます。

(3) 市民活動団体とは、市民活動を行うことを目的とした団体で、次のいずれにも該当しなければなりません。

ア 事務所等の所在地が市内にあり、かつ、主な活動区域が市内であること。

イ 団体の構成員が5人以上で、構成員の過半数が市内に住所を有し、又は勤務していること。

ウ 会員の資格に関して、不当な条件を付さないこと。

エ 規約、会則等で代表者や運営の方法が規定されていること。

オ 独立した組織で活動が継続的に行われていること。

カ 暴力団又はその構成員の統制の下にある団体でないこと。

3 募集する事業の内容

(1) 設立準備事業（以下「準備事業」という。）

活動基盤が整っていない市民活動団体や、これから市民活動に取り組もうとする団体（以下「市民活動団体」という。）が行う、活動基盤を整えるための活動に対し、必要な支援を行います。ただし、次に掲げる活動については、準備事業の対象となりません。

ア 市民活動団体の活動が、法令に抵触する場合

イ 国、県、市及びそれらの外郭団体で実施している他の補助金等の対象となる活動

ウ 既存の市民活動団体の名称等を変更したに過ぎない等、新規設立団体と

認められない市民活動団体の活動

エ 自立して活動することが困難であると認める市民活動団体の活動

オ その他市長が適当でないと認める市民活動団体の活動

(2) 市民提案事業（以下「提案事業」という。）

地域の課題解決に向けて、団体等が自主的な創意工夫により提案し、これまでの活動に加え新たに実施する活動に対し、必要な支援を行います。ただし、次に掲げる事業については、提案事業の対象となりません。

ア 法令に抵触する場合

イ 国、県、市及びそれらの外郭団体で実施している他の補助金等の対象となる事業

ウ 既に那珂市市民活動支援事業募集要項により補助金の交付を受けたことがある事業（異なる団体等からの申込みであっても、既に交付の受けたことのある事業については対象外です。また、類似又は類推する事業も同一事業とみなします。）

エ 補助期間終了後も自立して継続できるだけの予算の裏付けのない事業

オ その他市長が適当でないと認める事業

4 募集する事業の実施方法

募集する事業の実施方法は、事業を行う団体等に対し、予算の範囲内において補助金を交付することにより行います。

補助金の交付については、次のとおりです。

(1) 準備事業

市民活動団体につき1回限りとします（異なる市民活動団体からの申込みであっても、既に交付の受けたことのある市民活動団体と主体が同等と判断される団体については、同一団体とみなします。）。

(2) 提案事業

当該年度中に1回限りとし、同一事業を継続する場合は、2年までとします（ただし、年度ごとに申込みをし、選考会による審査を受ける必要があります。）。

5 補助金の交付対象

補助金の交付対象となる団体等は、次のとおりです。

(1) 準備事業

団体設立後12月以内（那珂市市民活動団体登録制度実施要領（平成23年那珂市告示第5号）の規定による登録後12月以内ではありません）のでご注意ください。）の市民活動団体又は認定見込みの市民活動団体が対象となります。

(2) 提案事業

市民自治組織及び那珂市市民活動団体登録制度実施要領の規定により認定された団体等であって、団体等設立後3年以上経過した団体等が対象となり

ます。

なお、提案事業については、過去3年間提案事業による補助金の交付を受けていない団体等とします。

6 補助率及び補助限度額

それぞれの事業の補助率及び補助限度額は、次のとおりです。

区 分		補助率	補助限度額
準備事業		5 / 10	5万円
提案事業	受給1年目	8 / 10	40万円
	受給2年目	8 / 10	40万円

※ 補助金の額は1,000円単位とし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てます。

7 補助対象経費

補助金の交付対象となる経費は、「3 募集する事業の内容」に要する経費となります。

なお、補助金の交付対象となる経費及び交付対象とならない経費につきましては、次のとおりです。

	科 目	備 考
対 象 と な る 経 費	講師謝礼	ただし、団体の構成員に対するものは不可
	旅費	研修、視察等の交通費等
	消耗品費	事務用消耗品費、資料代、料理材料費等
	燃料費	暖房用の灯油代、車のガソリン代等
	印刷製本費	コピー代、報告書等の作成費
	光熱水費	電気、ガス、水道代等
	修繕料	備品等の修繕、取り替え費用
	賄材料費	給食等の材料購入経費
	通信運搬費	はがき代、切手代、電話代等
	手数料	金融機関の送金、払込手数料等
	保険料	イベントの開催、参加時等の保険料等
	委託料	事務、調査、設計等の委託料
	原材料費	工事材料、加工用原料等
	備品購入費	購入した備品が、この事業の趣旨（地域の課題解決に向けて、団体等が自主的な創意工夫により提案し、これまでの活動に加え新たに実施する活動）として認められないものは不可

対象とならない経費	人件費、謝礼等	団体等の構成員に対する人件費全般
	食糧費	団体等の構成員による会合の飲食費
	使用料及び賃借料	OA機器等レンタル・リース代、事務所賃貸料等
	財産購入費	土地、建物等の財産購入費
	補助金	当該団体に加盟する団体等への補助金
	その他	当該事業を実施するに当たって必要と認められない経費

※ 領収書等により支出が確認できない経費は、対象とできません。

8 補助金交付までの流れ

(1) 申込み

補助金の交付を受けようとする団体等は、那珂市市民活動支援事業申込書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出してください。

- ア 団体概要書（様式第2号） ※ アは準備事業のみ添付
- イ 事業計画書（様式第3号）
- ウ その他市長が必要と認める書類

(2) 募集期間

- ア 準備事業 随時（ただし、予算の範囲を超えた時点で終了となります。）
- イ 提案事業 平成31年2月25日（月）～平成31年3月22日（金）

(3) 選考会

- ア 準備事業 随時（基本的には書類審査となります。）
- イ 提案事業 申込み団体等による公開プレゼンテーションを実施します。

※ 平成31年4月下旬頃に開催予定です。詳細については、申込み団体等に改めて通知します。

(4) 審査

<準備事業>

市協働のまちづくり推進委員会委員が、本要項「2 用語の定義」に則しているかの審査を行います。

<提案事業>

市協働のまちづくり推進委員会委員（以下この項目において「審査員」という。）が、上記「(3) 選考会」におけるプレゼンテーションやヒアリングを通して審査を行います。

審査基準は、次のとおりです。

No.	項目	内容
1	公益性	地域や不特定多数の者の利益に結びつく事業か。
2	課題解決等の効果・成果	地域の課題や市民ニーズに則しているか。また、その解決に効果や成果が期待できるか。

3	協働の妥当性	市と提案者が協働して実施することが妥当な事業か。
4	具体性・実現性	提案者が実施することが可能な事業か、又は可能な提案内容か。
5	専門性・先駆性	提案者の特性が発揮され、新たな視点での取組か。
6	持続可能性	補助期間が終了した後も、自主財源の確保等により、継続的な事業展開が見込めるか。

上記のNo. 1からNo. 6までの項目について、審査員1人当たり各項目10点満点とし、合計60点満点で採点をします。

採点の結果、審査員の平均点が30点以上の事業を採択することとし、平均点が30点に満たない事業については、不採択となります。

なお、平均点が30点以上となった事業であっても、採点の多い順に順位付けをし、予算の範囲を超えた場合は、下位の順位から不採択となります。

9 事業の実施

採択が決定した団体等（以下「実施団体」という。）は、那珂市補助金等交付規則(平成13年那珂市規則第19号)の規定による手続を行ってください。

事業を履行するに当たっては、第三者への再委託は認められません。

なお、実施団体と協議し、市が必要と認めたときは、補助金の全部、又は一部を前払いすることができます。

実施団体は、事業終了後1か月以内に、那珂市市民活動支援事業実績報告書(様式第4号)に次に掲げる書類を添えて、市長に報告してください。

- (1) 事業報告書(様式第4号別紙1)
- (2) 収支決算書(様式第4号別紙2)
- (3) 活動の実施状況を記録した写真、資料等
- (4) 領収書等の写し

なお、提案事業を実施した団体は、効果の持続性等を確認するため、当該事業完了後、毎年の活動の実施状況等の報告を、那珂市市民活動支援事業現況報告書(様式第5号)により3月末日までに提出するものとし、その報告の期間は、補助金の交付(継続2年の事業にあっては、2年目の交付)を受けた翌年度から3年間とします。

10 情報公開

提出いただいた市民活動支援事業に係る書類は、個人情報に関するものを除き、原則公開とします。

11 問合せ先及び申込方法

<問合せ先>

那珂市 市民生活部 市民協働課 市民活動グループ(那珂市役所2階)

〒311-0192 那珂市福田1819番地5

電話番号 029-298-1111 (内線264・265)

FAX番号 029-352-1021

E-mail shimin-k@city.naka.lg.jp

<申込方法>

上記問合せ先に、①直接持参する、②FAXで送付する、③E-mailで送付する、のいずれかの方法でお申し込みください(提案事業につきましては、募集期間最終日の午後5時必着)。

※ FAX又はE-mailにより申し込みをした場合は、送付後申込者自らが電話等により必ず受領の確認を行ってください。市では、通信機器の不具合等により受領できていなかった場合についての責任は負えません。

※ この要項に記載のある補助限度額は、令和元年度予算が決定し確定するもので、あくまでも予定です。

様式 (略)